地方税法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和八年八月七日

内閣総理大臣　高市　早苗

政令第二百五十一号

地方税法施行令の一部を改正する政令

内閣は、地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）附則第十二条の二の七第六項の規定に基づき、この政令を制定する。

地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）の一部を次のように改正する。

附則第十条の二の二第十三項に次の三号を加える。

八　日本国の自衛隊とニュージーランド国防軍との間における物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とニュージーランド政府との間の協定

九　日本国の自衛隊とフィリピン共和国政府との間の協定

十　日本国の自衛隊とオランダ王国の軍隊との間における物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とオランダ王国政府との間の協定

附　則

（施行期日）

第一条　この政令は、日本国の自衛隊とニュージーランド国防軍との間における物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とニュージーランド政府との間の協定の効力発生の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　附則第十条の二の二第十三項に三号を加える改正規定（同項第九号に係る部分に限る。）及び次条第二項の規定　日本国の自衛隊とフィリピンの軍隊との間における物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とフィリピン共和国政府との間の協定の効力発生の日

二　附則第十条の二の二第十三項に三号を加える改正規定（同項第十号に係る部分に限る。）及び次条第三項の規定　日本国の自衛隊とオランダ王国の軍隊との間における物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とオランダ王国政府との間の協定の効力発生の日

（経過措置）

第二条　この政令による改正後の地方税法施行令（次項及び第三項において「新令」という。）附則第十条の二の二第十三項（第八号に係る部分に限る。）の規定は、この政令の施行の日以後の軽油の譲渡に対して課すべき軽油引取税について適用する。

2　新令附則第十条の二の二第十三項（第九号に係る部分に限る。）の規定は、前条第一号に掲げる規定の施行の日以後の軽油の譲渡に対して課すべき軽油引取税について適用する。

3　新令附則第十条の二の二第十三項（第十号に係る部分に限る。）の規定は、前条第二号に掲げる規定の施行の日以後の軽油の譲渡に対して課すべき軽油引取税について適用する。

総務大臣　林　芳正

財務大臣　片山さつき

内閣総理大臣　高市　早苗

更生保護制度の充実を図るための保護司法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和八年八月七日

内閣総理大臣　高市　早苗

政令第二百五十二号

更生保護制度の充実を図るための保護司法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令

内閣は、更生保護制度の充実を図るための保護司法等の一部を改正する法律（令和七年法律第八十二号）附則第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

更生保護制度の充実を図るための保護司法等の一部を改正する法律の施行期日は令和八年十二月一日とし、同法附則第一項ただし書に規定する規定の施行期日は令和九年六月一日とする。

法務大臣　平口　洋

内閣総理大臣　高市　早苗

更生保護制度の充実を図るための保護司法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整理に関する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和八年八月七日

内閣総理大臣　高市　早苗

政令第二百五十三号

更生保護制度の充実を図るための保護司法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整理に関する政令

内閣は、更生保護制度の充実を図るための保護司法等の一部を改正する法律（令和七年法律第八十二号）の施行に伴い、この政令を制定する。

（沖縄の復帰に伴う法務省関係法令の適用の特別措置等に関する政令の一部改正）

第一条　沖縄の復帰に伴う法務省関係法令の適用の特別措置等に関する政令（昭和四十七年政令第九十五号）の一部を次のように改正する。

第三十八条第四項中「第十二条第二項第二号」を「第十一条第二項第二号」に改める。

（国際受刑者移送法施行令及び刑法等の一部を改正する法律及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律の施行に伴う関係政令の整理等及び経過措置に関する政令の一部改正）

第二条　次に掲げる政令の規定中「又は第九号」を「、第八号又は第九号」に改める。

一　国際受刑者移送法施行令（平成十四年政令第三百四十九号）第一条の表更生保護法（平成十九年法律第八十八号）の項

二　刑法等の一部を改正する法律及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律の施行に伴う関係政令の整理等及び経過措置に関する政令（令和七年政令第百九十三号）第四十二条の表更生保護法（平成十九年法律第八十八号）の項

附　則

この政令は、更生保護制度の充実を図るための保護司法等の一部を改正する法律の施行の日（令和八年十二月一日）から施行する。ただし、第二条の規定は、同法附則第一項ただし書に規定する規定の施行の日（令和九年六月一日）から施行する。

法務大臣　平口　洋

内閣総理大臣　高市　早苗